

伊奈町育児休業代替任期付職員登録案内

1. 育児休業代替任期付職員とは

地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定に基づき、育児休業を取得する職員の代替として、任期を定めて勤務する職員をいい、勤務条件（給与・勤務時間・休暇等）については、正規職員と同様の規定が適用されます。

2. 採用までの流れ

- ① 申込後は、候補者として「育児休業代替任期付職員採用候補者名簿」に3年間登録されます。
 - ② 育児休業を取得する見込みの職員が発生し、代替職員を必要とする場合に、登録者へ通知をし、選考試験を実施し、合格した方を採用します。
 - ③ 任用期間は、育児休業を取得する職員の育児休業期間に応じて決定され、1回の任期は3年以内です。育児休業が延長された場合、3年の範囲内で任用期間が延長される場合もあります。育児休業代替任期付職員採用候補者名簿の登録期間内であれば、一度採用された場合でも、通算して3年を超えない範囲で、再度採用される場合があります。
- ※ 育児休業代替任期付職員として採用が決定した場合、その任期の開始までの間に会計年度任用職員として採用されることがあります。
- ※ 登録されても、育児休業を取得する職員の状況等により、採用されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 育児休業代替任期付職員への採用は、正規職員としての採用と無関係であり、このほかの職員採用の際に優先されるものではありません。

3. 登録期間、採用の時期及び任期

登録期間は、申込みをした翌月の1日から3年間です。ただし、申込日によっては翌々月の1日からの登録となることがあります。

採用の時期及び任期は、育児休業を取得する職員の育児休業期間に応じて決定します。

4. 登録職種、職務内容及び資格

登録職種	職務内容	登録資格等
一般事務	一般行政における事務全般	高校以上を卒業している方で、パソコンを使用した事務（ワード・エクセル等）ができる方
保育士	保育業務	高校以上を卒業し、保育士の資格を有している方で、パソコンを使用した事務（ワード・エクセル等）ができる方

保健師	保健師 業務	保健師の資格を有している方で、パソコンを使用した事務（ワード・エクセル等）ができる方
-----	-----------	--

次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ・ 日本国籍を有しない者
- ・ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する者
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 伊奈町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5. 申込方法及び申込期間

登録を希望する場合は、次のとおり申込みをしてください。

(1) 提出書類

- ① 育児休業代替任期付職員登録申込書（写真貼付）
- ② （保育士、保健師に申込の場合）
資格を証明できる書類の写し

(2) 申込方法 持参又は郵送

① 持参の場合

期間：随時（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の閉庁期間を除く。）

午前8時30分～午後5時15分

場所：伊奈町役場総務課（東庁舎2階）

② 郵送の場合

期間：随時

宛先：〒362-8517

埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地

伊奈町役場総務課庶務係

※ 封筒の表に「任期付職員登録」と朱書きし、簡易書留で郵送してください。

(3) その他

- ① 書類に不備があった場合は受付できません。
- ② 提出書類は、一切返却しません。
- ③ 登録申込書は、町ホームページからダウンロードすることができます。印刷する場合には、必ずA4サイズの白紙（感熱紙不可）を使用してください。また、総務課窓口でも配布します。
- ④ 申込書類を確認後、登録通知を郵送します。

6. 選考試験の方法・日時・会場

職種	試験方法	日時	試験会場
一般事務	作文試験 及び面接試験	育児休業代替 職員が必要と なったときに 通知します。	伊奈町役場
保育士	面接試験		
保健師			

7. 勤務条件等

① 勤務場所

職種	勤務場所
一般事務	伊奈町役場
保育士	伊奈町立北保育所又は南保育所
保健師	伊奈町役場又は伊奈町保健センター

② 勤務時間

職種	勤務時間（原則）
一般事務	月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5 時15分まで
保育士	
保健師	

※ 必要に応じて時間外勤務もあります。

※ 保育士の場合、ローテーションによる土曜日の勤務があります。

③ 休日等：原則として、土曜日、日曜日及び祝日、12月29日から翌年1月3日までです。

※ 保育士の場合は、変則勤務があります。

④ 休暇：年次有給休暇、病気等の場合に与えられる病気休暇及び結婚・忌引・出産等の場合に与えられる特別休暇があります。（育児休業及び育児短時間勤務の請求をすることはできません。）

⑤ 給与（令和8年4月1日現在）

・一般事務、保育士、保健師

区分	初任給 (地域手当含む)	その他
大学卒	241,280円	支給要件に該当する場合には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等が支給されます。
短大卒	228,176円	
高校卒	214,968円	

- ※ 給与の額は改定となることがありますので、ご了承ください。
昇給は、勤務成績に応じて原則として毎年1回行われます。
 - ※ 高度専門士の称号を付与する専修（専門）学校（修業年限4年以上）は大学扱いとします。
 - ※ 学校教育法に定める専修（専門）学校・各種学校で、次に該当するものについては短大扱いとします。
 - ・専修学校については、修業年限2年以上の専門課程であること。（年間授業時間数が680時間以上のものに限る。）
 - ・各種学校については、「高校卒」を入学資格とする修業年限2年以上の課程であること。
- ※採用となったときに、卒業証明書を提出していただきます。

⑥ 福利厚生

地方公務員法に定める一般職の公務員となります。埼玉縣市町村職員共済組合の組合員となるとともに、6月以上勤務した場合は退職手当が支給されます。また、公務災害補償の対象となります。なお、雇用保険はありません。

8. 問い合わせ先

伊奈町役場総務課庶務係（伊奈町役場東庁舎2階）

（埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地）

電話048-721-2111（内線2221、2222、2226）

交通 埼玉新都市交通伊奈線 伊奈中央駅下車 徒歩10分

JR上尾駅東口下車 朝日バス伊奈役場行き

町ホームページ：<http://www.town.saitama-ina.lg.jp/>